

第4期第6回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和2年10月26日（月）

18：30～20：00

場所：横浜市役所18階

みなと1・2・3会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 議事
- 4 閉会

【配布資料】

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会委員名簿 |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会事務局名簿 |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例 |
| 資料4 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 |
| 資料5 | 放課後キッズクラブ事業の見直し |
| 別紙 | 放課後キッズクラブ事業 質の向上に向けた取組 ロードマップ(案) |

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 委員名簿

◎: 部会長 ○: 職務代理者
 【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てっぺい 青山 鉄兵	
2	千葉敬愛短期大学 学長	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	横浜市PTA連絡協議会 副会長	いづか のぼる 飯塚 昇	
4	市民委員	くまがい ひろのが 熊谷 浩伸	
5	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員	へんみ しんいち 辺見 伸一	
6	横浜市民生委員児童委員協議会 栄区主任児童委員連絡会 代表	みやさき りょうこ 宮崎 良子	
7	横浜市小学校長会 副会長	おがた かつゆき 緒方 克行	臨時委員
8	横浜市子ども会連絡協議会 鶴見区子ども育成会連絡協議会 会長	くどう はるじ 工藤 春治	臨時委員
9	横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課 首席指導主事	せこ まさき 世古 正樹	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員

※任期は令和2年10月31日まで

横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 事務局名簿

所 属	氏 名
こども青少年局	
青少年部長	遠 藤 寛 子
放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
放課後児童育成課担当係長	大 岩 真 人
放課後児童育成課担当係長	北 川 博 之
放課後児童育成課担当係長	唐 澤 英 和
放課後児童育成課担当係長	田 邊 吉 広
企画調整課長	谷 口 千 尋
企画調整課企画調整係長	三 堀 浩 平
青少年育成課長	金 子 利 恵
青少年育成課担当係長	富 田 倫 子
教育委員会事務局	
教育政策推進課 担当課長	石 田 恵 実 子
教育政策推進課 担当係長	大 濱 隼

(平成 27 年 4 月 1 日施行版)

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
 - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 (条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 (部会の会議を含む。) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

放課後キッズクラブ事業の見直し

令和2年10月26日 子ども・子育て会議 放課後部会

部会の内容

- 1 前回のおさらい
- 2 4年度に向けたロードマップ案について
- 3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について
- 4 次回の内容(予定)

1 前回のおさらい

放課後キッズクラブの概要

		放課後子供教室(利用区分1)	放課後児童健全育成事業(利用区分2)
役割		遊びの場	遊びの場+生活の場
利用条件		当該小学校に通学している児童及び当該小学校区に居住している児童	「放課後子供教室」の条件に加え、 <u>留守家庭児童</u> であること。
利用時間		平日:放課後～ <u>17時まで</u> 土曜日及び学校休業日: 8時30分～ <u>17時まで</u>	平日:放課後～ <u>19時まで</u> 土曜日及び学校休業日: 8時30分～ <u>19時まで</u>
利用料		無料	月額5,000円+おやつ代
登録 人数	H31年4月 【294クラブ】	68,949人	8,566人
	R2年4月 【340クラブ】	48,492人	14,013人
所管省庁		文部科学省	厚生労働省

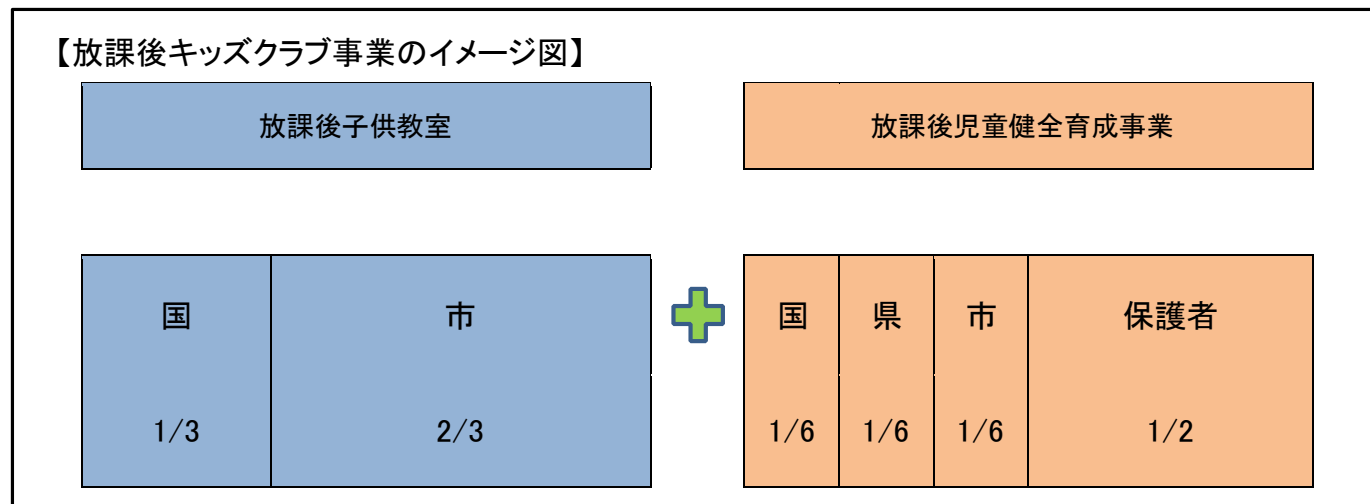
【参考】国の運営費の負担の考え方

(1)放課後子供教室(文部科学省所管)

国は、放課後子供教室にかかる公費負担分の3分の1は国負担、3分の2は、市負担としており、保護者負担はありません。

(2)放課後健全育成事業(厚生労働省所管)

国は、放課後健全育成事業にかかる費用の2分の1は保護者負担としており、公費負担部分については、国、県、市で6分の1ずつ負担しています。



※放課後健全育成事業所に従事する職員の処遇改善など「質の改善」については、保護者負担を求めず、全額公費負担としています。

見直しの方向性について

今年4月全校設置となった放課後キッズクラブについて、
今後は、利用者のニーズ等に応じた質的充実を図ることが
できるよう、

- ・保護者アンケートの分析結果
- ・放課後部会での運営法人による現状報告
- ・新型コロナウイルス感染症の影響

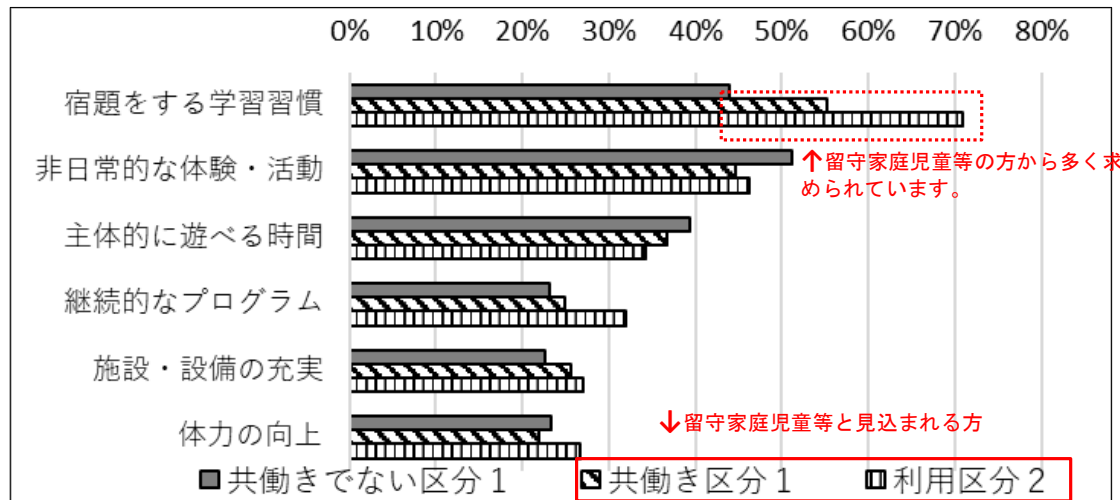
を踏まえ現状の課題を整理し、「見直しの方向性」をまとめ
ました。

1 前回のおさらい

(1) 「生活の場」の充実

【現状】 42.2%の留守家庭児童等と見込まれる世帯の方は、適切なおやつ提供時間や学習時間の設定など「生活の場」の強化を求める傾向にあります。

👉 子のためにキッズクラブに求めること<R1保護者アンケートより>



👉 おやつ提供時間<R1保護者アンケートより>

	15時台	16時台	17時台
適切・許容	77.8%	93.3%	75.5%
早すぎる又は遅すぎる	22.2%	6.7%	24.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

見直しの方向性

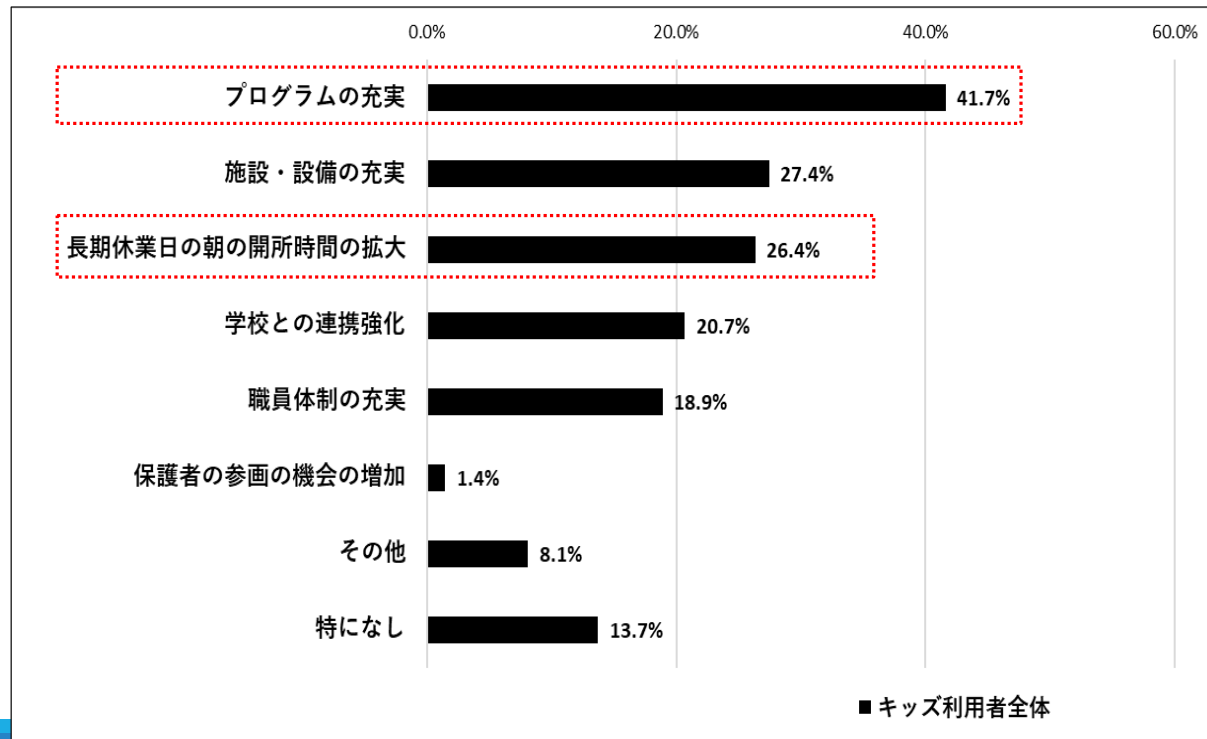
留守家庭児童等に「生活の場」を提供し健全な育成を行うため、学習時間を設けることや、おやつ時間の前倒し(17時台⇒16時台)を行うことで、生活リズムを身に付けることができるよう支援を強化します。

1 前回のおさらい

(2) 「遊びの場」の充実

【現状】利用者全体の要望として「(体験・創作活動などの)プログラムの充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」を望む声が多くあります。

👉 保護者がキッズクラブに求めること<H30調査より>



見直しの方向性

キッズクラブを利用する全ての子どもたちに、より一層充実した体験・創作活動等を提供できるよう、プログラムの内容・実施回数等を底上げします。

なお、「遊びの場」である区分1の利用は16時までに短縮します。また、「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分1は廃止します。

その他、4年度に向けて、ニーズが高い要望について引き続き検討していきます

(3) 「新しい生活様式」等へ対応

【現状】 現在、新型コロナウイルス感染防止の観点から、区分1の利用日数や時間を制限しています。その結果、短時間の利用を必要とする方が区分2に登録することになり、区分2の登録者が前年比で約1.4倍に急増しています。働き方が多様化する中での潜在的な留守家庭児童の存在や、短時間利用のニーズが浮き彫りになっています。

👉 1クラブあたりの利用区分2登録児童数 推移(4月時点)

H21 19.1人、H26 21.5人、R1 29.1人、R2 41.1人

見直しの方向性

区分2の中に利用ニーズに対応した短時間利用の安価な料金設定とする「新区分」を創設します。
また、猛暑時の熱中症予防や、新型コロナウイルス感染症の中においても、児童が安全に過ごすことができる居場所とするために、多くの児童の受入が困難な場合は、「遊びの場」である区分1の利用は制限することとします。

(4) 運営法人の安定化に向けた支援

【現状】 様々な種別の法人がキッズクラブ事業に携わっています。運営法人からは、保護者の意識の変化や、業務の増加(配慮が必要な児童の増加への対応等)などに伴い職員の負担が増加していることや、事務の効化、補助金事務の簡素化、人材確保などの要望があります。

📍運営法人の種別・クラブ数(令和2年4月時点)

	法人数		クラブ数	
	数	割合	数	割合
NPO	94	81.7%	153	45.0%
(地域立上げ)	85	73.9%	106	31.2%
株式	11	9.6%	142	41.8%
社会福祉	7	6.1%	10	2.9%
公益財団	2	1.7%	34	10.0%
一般財団	1	0.9%	1	0.3%
合計	115	100.0%	340	100.0%

見直しの方向性

職員がしっかりと児童に向き合うことができ、生き生きと働くことができるよう、運営法人からの要望が強い補助金事務や制度の運用の見直し(保護者会や各種報告などのあり方について)、一層の「人材の確保」や「人材育成」の支援等を行うことで、質の向上と事務の効率化を図ります。

1 前回のおさらい

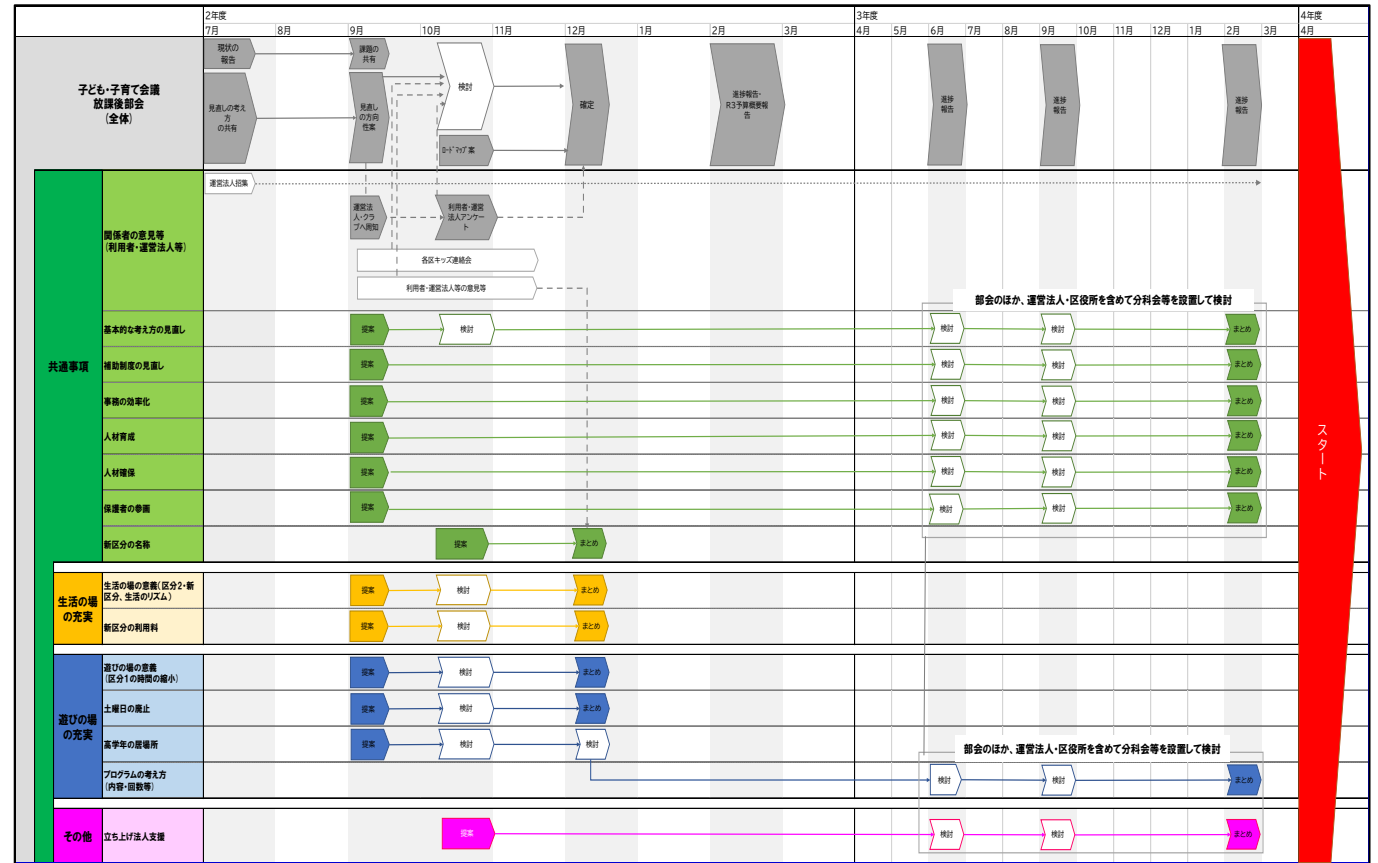
		現状		見直しの方向性(下線が変更点)		
		放課後子供教室 区分 1	放課後児童健全育成事業 区分 2	放課後子供教室 区分 1	放課後児童健全育成事業 新区分	区分 2
役割		遊びの場	遊びの場+生活の場	遊びの場 (充実)	遊びの場 <u>(充実)</u> +生活の場 <u>(充実)</u>	
利用時間	平日	放課後～午後 5 時	放課後～午後 7 時	放課後～ <u>午後 4 時</u> (コ ロナや猛暑等の状況 下では利用制限も)※	放課後～ <u>午後 5 時</u>	放課後～午後 7 時
	土・ 長期 休業 日	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	午前 8 時 30 分～ 午後 7 時	①土：原則廃止 ②長期休業日： <u>1～2 時間程度</u>	午前 8 時 30 分～ <u>午後 5 時</u>	午前 8 時 30 分～ 午後 7 時

※ 令和 2 年 7 月以降は感染防止を踏まえて、区分 1 は最大 90 分、利用制限を行うなど限定的に実施中

2 4年度に向けたロードマップ案について

4年度に向けて、着実に見直しを進めていくことができるよう、定期的に放課後部会を開催し、議論を進めていきます。

また、内容によっては検討会等を開催し、運営法人や現場スタッフ等を交えながら、検討を進めていきます。



3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

【放課後部会後の対応】

日にち	内容
9月7日(月)	放課後部会開催
9月10日(木)	横浜市会 常任委員会にて報告
同上	放課後キッズクラブ運営法人・各クラブに情報提供
同上	市ウェブページ掲載
9月14日(月)以降	各区キッズクラブ連絡会にて説明
10月12(月)～23日(金)	学校向けアンケートの実施
10月12(月)～28日(水)	利用者向けアンケートの実施
同上	運営法人向けアンケートの実施

主な項目(内容)

- ① 区分1の利用時間の短縮について
- ② プログラム、過ごし方について
- ③ 新区分の創設による影響・利用料について

3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

① 区分1の利用時間の短縮について

部会でのご意見等

○6時間授業の場合、校庭や体育館が使えるようになるのが15時30分からになることもあります。おやつを16時からに前倒すと、十分に遊ぶ時間がなくなるのは、子どもたちにとってはつらいことだと思います。

○土曜日の区分1の利用を原則廃止とすることについては、どのクラブも利用者が少ないと思うので、区分1の子どもたちが参加してもクラブの負担が増えるということはないのでは。

○利用者や運営法人へのアンケート実施などにより丁寧に進めてほしい。

3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

アンケートについて

放課後キッズクラブの質の向上に向けた取組の方向性について、今後の議論の参考とするために、利用者・運営法人・学校の3者に対してアンケートを実施

対象	利用者向け	運営法人向け	学校向け
実施期間	10月12日～10月28日	10月12日～10月28日	10月12日～10月23日
実施方法	キッズクラブを經由してキッズクラブを利用する保護者へ依頼(メール配信、掲示、キッズ通信への掲載等)	115の運営法人に依頼	340の学校長に依頼

3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

アンケートについて

各アンケートの設問

利用者向けアンケート	<ul style="list-style-type: none">①区分1の利用時間が17時から16時に短縮された場合に何が困りますか。②区分1の土曜日の利用が廃止になった場合に何が困りますか。③新区分を利用する場合、1か月の利用料(おやつ代除く)として、いくらが妥当ですか。④新区分の導入を4年度からとすることについてどう思いますか。⑤現在新型コロナ感染防止対策として、区分1の利用を制限していることについてどう思いますか。
運営法人向けアンケート	<ul style="list-style-type: none">①運営法人として、見直しの方向性についてどう評価しますか。②見直しの方向性に対する運営法人としての感想・要望③見直しの方向性に対する現場スタッフからの感想・要望④見直しに伴い、現在の区分1、区分2という名称を分かりやすいものに変更することを検討しています。利用区分の名称について、ご意見があればお聞かせください。
学校向けアンケート	<ul style="list-style-type: none">①キッズクラブは学校と連携が取れていますか。②区分1の利用時間を16時に短縮した場合、学校に影響はありますか。③児童が「遊びの場」として利用している公の場所はどこですか。④キッズクラブとは別に放課後の時間において児童の遊び場として校庭を開放していますか。 <p>その他、児童クラブに関する設問を設けています。</p>

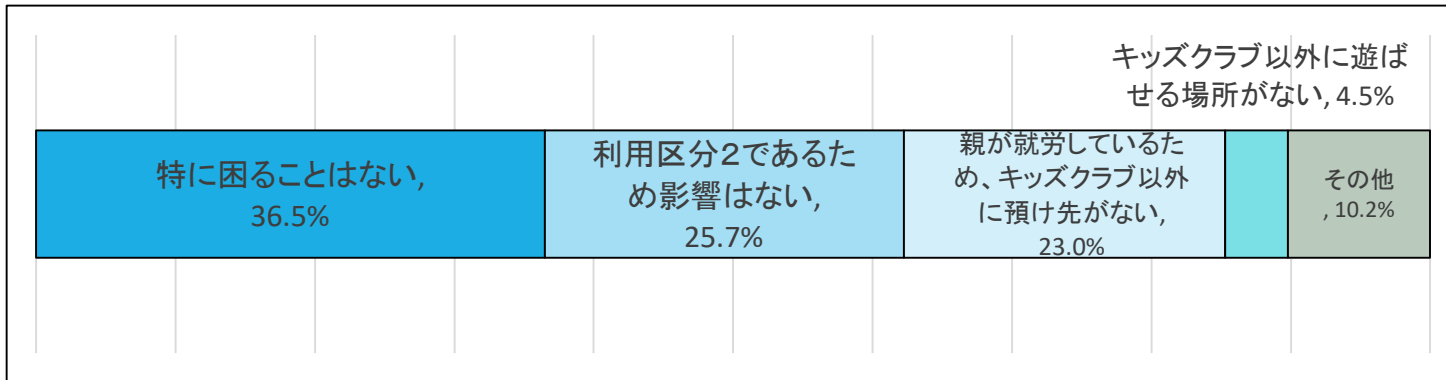
3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

① 区分1の利用時間の短縮について

利用者向けアンケートより<速報値>

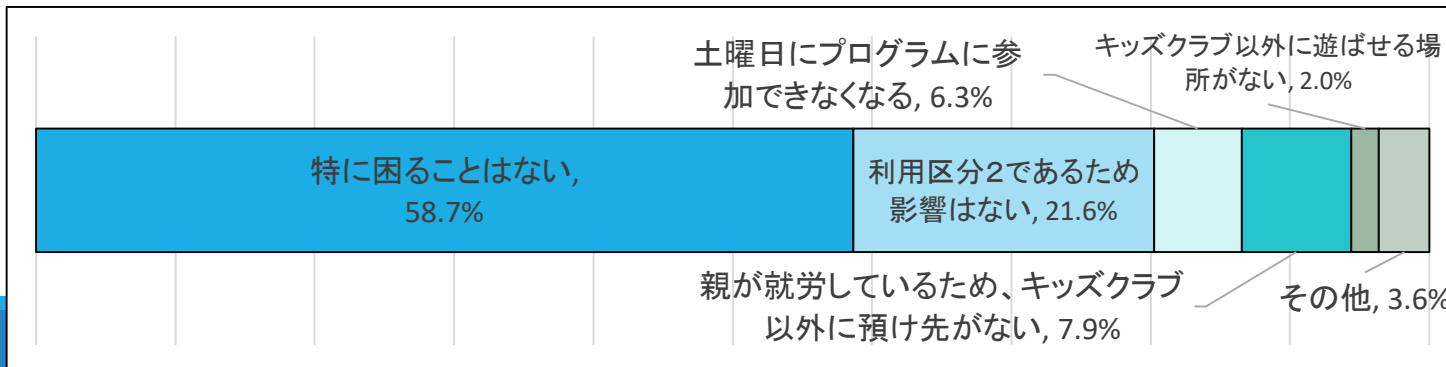
(10月19日時点 3198人回答)

区分1の利用時間が16時までとなった場合、何が困りますか



「特に困ることはない」(36.5%)と選択した方が最も多く、次いで「利用区分2のため影響はない」(25.7%)、「親が就労しているため、キッズクラブ以外に預け先がない」(23.0%)という結果が出ています。

区分1の土曜日の利用が廃止となった場合、何が困りますか



「特に困ることはない」(58.7%)と選択した方が最も多く、次いで「利用区分2のため影響はない」(21.6%)、「親が就労しているためキッズクラブ以外に預け先がない」(7.9%)、「土曜日にプログラムに参加できなくなる」(6.3%)という結果が出ています。

3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

① 区分1の利用時間の短縮について

学校向けのアンケートより

○区分1の利用時間を16時にすることで、学校に影響はありますか？ <速報値 256/340校回答>



「影響がある」と回答した学校の主な意見

・懇談会や行事の説明会の際にキッズに預けている保護者が多く、16:00までが区分1になると困る方がたくさんいることが予想される。

運営法人向けのアンケートより

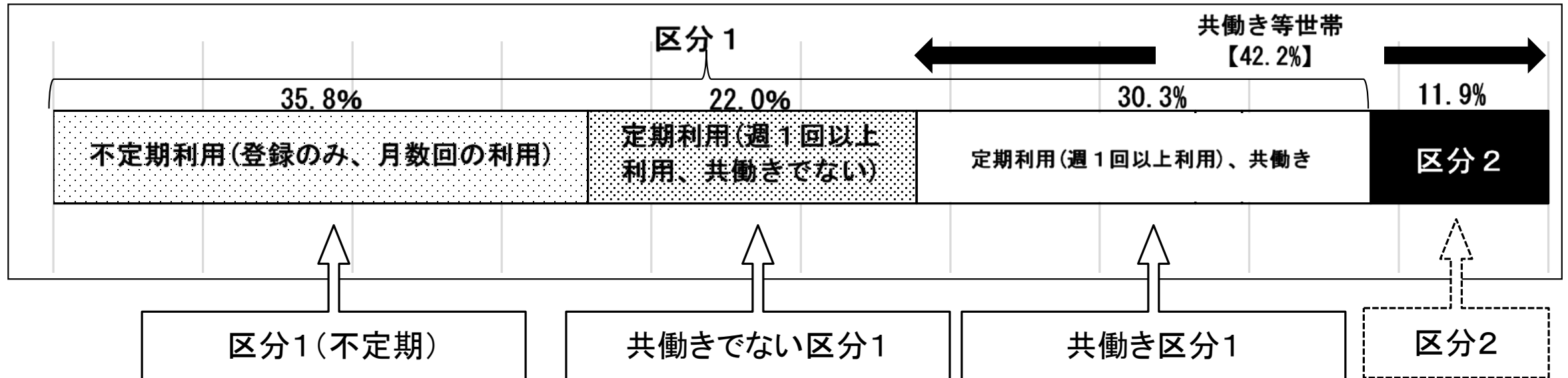
- ・おやつ時間の前倒しは賛成であるが、高学年については、授業終わり時間が遅いためおやつが16時だと遊ぶ時間がないのでは。
- ・新区分を設けておやつ時間が16時になると、放課後からおやつ時間が非常に短くてキッズクラブで遊んだり特別活動を行ったりする時間がない。
- ・土曜日については現状「遊びの場」ではない状態であるため、見直しは早急にお願いしたい。
- ・土曜日の在り方については、原則新区分・区分2のみという事であれば、人員不足や配置人数の件は改善されていくものと感じる。

3 見直しの方角性に対する意見聴取とその対応について

① 区分1の利用時間の短縮について

H30調査より

キッズクラブ登録児童の利用頻度と保護者の就労状況



3 見直しの方角性に対する意見聴取とその対応について

① 区分1の利用時間の短縮について

キッズクラブ登録児童の利用頻度と保護者の就労状況(学年別)

	キッズ全利用者		利用区分2		利用区分1		利用区分1 (不定期)		利用区分1 (定期)		共働き区分1		共働きでない区分1	
	回答数	構成率	回答数	構成率	回答数	構成率	回答数	構成率	回答数	構成率	回答数	構成率	回答数	構成率
	1年生	3,540	26.3%	636	4.7%	2,904	21.6%	662	4.9%	2,242	16.6%	1,135	8.4%	1,107
2年生	3,520	26.1%	516	3.8%	3,004	22.3%	895	6.6%	2,109	15.7%	1,188	8.8%	921	6.8%
3年生	2,815	20.9%	268	2.0%	2,547	18.9%	1,152	8.5%	1,395	10.4%	892	6.6%	503	3.7%
4年生	1,854	13.8%	100	0.7%	1,754	13.0%	1,050	7.8%	704	5.2%	475	3.5%	229	1.7%
5年生	987	7.3%	38	0.3%	949	7.0%	637	4.7%	312	2.3%	212	1.6%	100	0.7%
6年生	502	3.7%	17	0.1%	485	3.6%	329	2.4%	156	1.2%	99	0.7%	57	0.4%
不明	256	1.9%	26	0.2%	230	1.7%	95	0.7%	135	1.0%	90	0.7%	45	0.3%
合計	13,474	100.0%	1,601	11.9%	11,873	88.1%	4,820	35.8%	7,053	52.3%	4,091	30.3%	2,962	22.0%

N=13,474

8.7%

2.8%

- ・学年が上がるほど、キッズクラブの登録者は減少します。
- ・定期利用する区分1の高学年(4~6年生)は全体の8.7%です。さらに、保護者が共働きでない区分1は全体の2.8%です。

3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

① 区分1の利用時間の短縮について

H30調査より

キッズクラブを利用しない理由(学年別)

		保護者がいるため利用する必要がない	塾や習い事に行っている	放課後児童クラブを利用している	民間企業等が運営する学童保育事業所を利用している	放課後等デイサービスを利用している	子育てサポートシステムを利用している	プレイパークを利用している	利用時間が合わない	迎えに行きづらい	プログラムに魅力を感じない	放課後は学校以外の場所で過ごさせたい	施設が狭い	子どもがいきたくないとっている
全回答	回答数	6115	5640	1261	760	275	12	33	996	836	1072	344	862	6369
	回答率	41.7%	38.5%	8.6%	5.2%	1.9%	0.1%	0.2%	6.8%	5.7%	7.3%	2.3%	5.9%	43.4%
1年生	回答数	468	216	269	228	52	4	3	177	130	104	42	97	206
	回答率	37.1%	17.1%	21.3%	18.1%	4.1%	0.3%	0.2%	14.0%	10.3%	8.3%	3.3%	7.7%	16.3%
2年生	回答数	492	283	262	181	59	2	6	161	119	118	29	89	391
	回答率	36.3%	20.9%	19.3%	13.4%	4.4%	0.1%	0.4%	11.9%	8.8%	8.7%	2.1%	6.6%	28.9%
3年生	回答数	787	506	240	148	39	2	4	165	128	170	59	140	815
	回答率	42.4%	27.2%	12.9%	8.0%	2.1%	0.1%	0.2%	8.9%	6.9%	9.2%	3.2%	7.5%	43.9%
4年生	回答数	1113	1026	200	99	41	3	6	155	127	201	60	163	1311
	回答率	42.5%	39.2%	7.6%	3.8%	1.6%	0.1%	0.2%	5.9%	4.9%	7.7%	2.3%	6.2%	50.1%
5年生	回答数	1483	1581	141	50	39	1	3	165	158	228	63	183	1720
	回答率	43.6%	46.5%	4.1%	1.5%	1.1%	0.0%	0.1%	4.9%	4.6%	6.7%	1.9%	5.4%	50.6%
6年生	回答数	1659	1911	131	41	39	0	10	161	161	231	88	176	1789
	回答率	42.9%	49.4%	3.4%	1.1%	1.0%	0.0%	0.3%	4.2%	4.2%	6.0%	2.3%	4.5%	46.2%

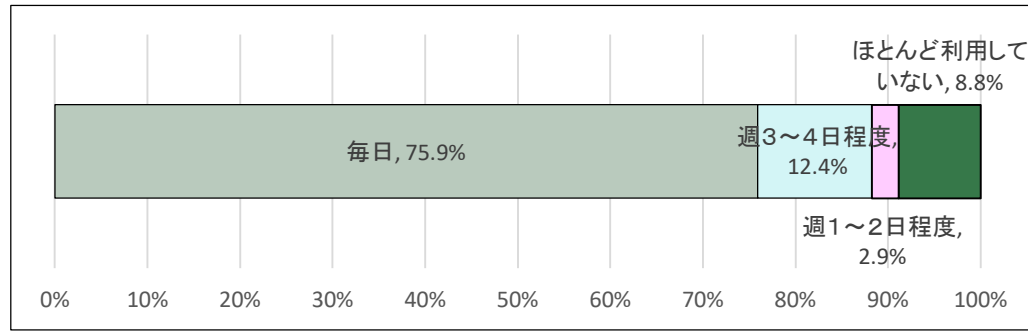
- ・塾や習い事に行っている割合は4年生から高くなります。
- ・高学年は授業終了後、過ごせる時間が短いものの「利用時間が合わない」の割合が低くなっています。
- ・4年生では子どもが行きたくないとっている割合が半数を超えます。

3 見直しの方角性に対する意見聴取とその対応について

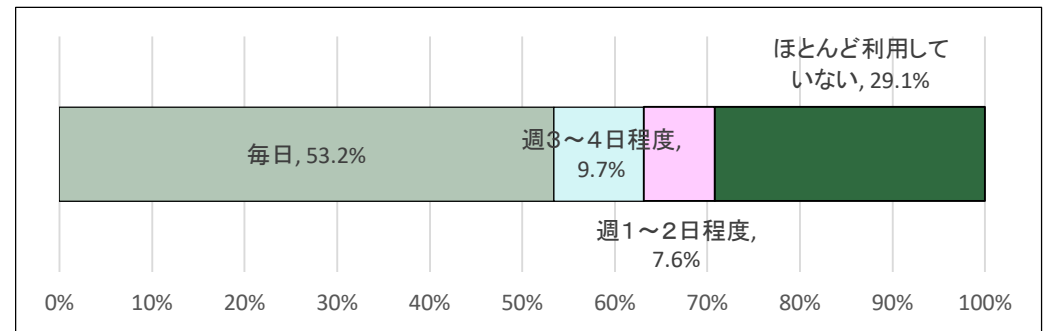
学校施設の利用状況

令和2年度調査 全340クラブ回答

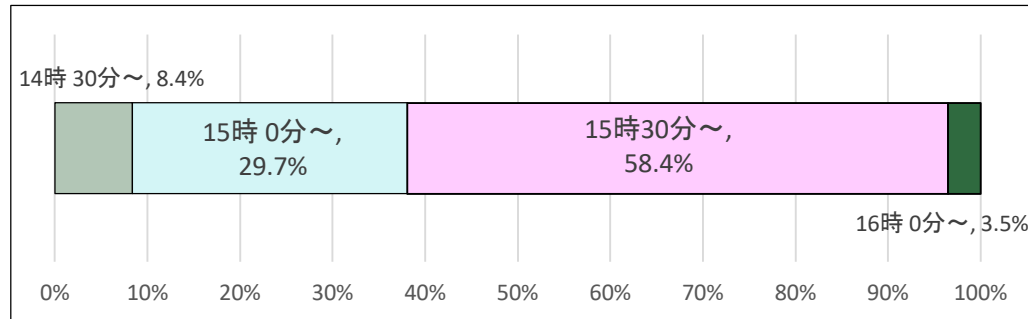
校庭の利用頻度



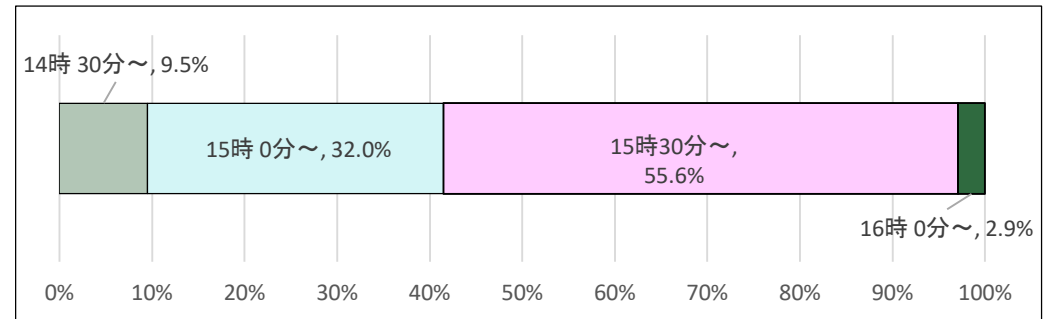
体育館の利用頻度



校庭の利用開始時間



体育館の利用開始時間



3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

② プログラム、過ごし方について

部会でのご意見等

- 質の向上という観点と、子どもたちが受け身で放課後を過ごし続けることのデメリットのバランスは意識する必要がある。
- 今後、ネット社会であるという時代のことも念頭に置きながら、遊び、生活、学習支援についてサポートできるとよい。子どもたちが興味を持つプログラム開発ができると、子どもたちの希望につながるのではないか。

運営法人向けのアンケート等より

- ・プログラムの実施には施設、人材の課題がある。市からの支援が必要
- ・遊びの場の充実が新区分との兼ね合いで、プログラムを短時間の受け入れの中どのよう实施方式していくのか、また市としてのプログラムを支援するような体制を強化して頂けるものだと良い。
- ・土曜日の区分1の利用廃止は、イベント・プログラムが実施できない場合は反対である。

3 見直しの方角性に対する意見聴取とその対応について

- ① 区分1の利用時間の短縮について
 - ② プログラム、過ごし方について
-

意見・要望等を踏まえた方角性

- 1 16時以降の区分1の例外的対応 (例)プログラム、懇談会等の学校行事
- 2 土曜日の区分1の例外的対応 (例)プログラム
- 3 おやつ提供への柔軟な対応 (例)任意、時間
- 4 高学年が参加したくなるにはどうすべきか内容を検討

3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

③ 新区分の創設による影響・利用料について

部会でのご意見等

- 新区分の利用料はどのようになるか。
- 新区分を設けて、有料の時間を前倒した場合、これまでどおりの時間まで預けたくても、経済的なことを考えて、新区分の登録をためらう方もいるのではないかと。困っている方を念頭に見直しを検討してほしい。
- 区分2を利用しない理由が経済的負担だとした場合、これまでは17時以降の利用について利用料が発生していたのに、16時から発生することになるとも見える。

現状	区分1	区分2
	実施目的	「遊び場」として利用することを目的に実施しています。 このため、非常時には利用できないことがあります。
利用時間	～午後5時まで	～午後7時まで
利用料等	無償 ※午後5時以降利用する場合は、800円/回の一時利用料及び おやつ代(実費程度)が発生します。	5,000円/月額 ※利用料のほか、おやつ代(実費程度)が必要です。 ※市民税所得割非課税世帯、生活保護 受給世帯は 2,500円/月額です。

3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

③ 新区分の創設による影響・利用料について

利用者向けアンケートより<速報値>

(10月19日時点 3198人回答)

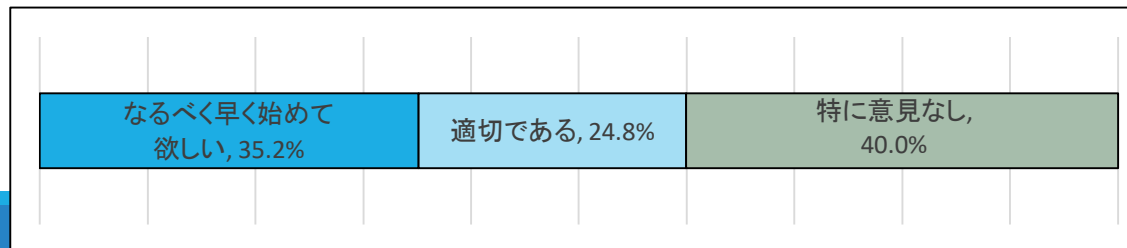
◎新区分の利用料について

保護者の働き方の変化や、利用ニーズを踏まえ、留守家庭児童等を対象とした17時までの有料の利用区分を創設することを検討しています。そこで、新区分を利用する場合、1か月の利用料(おやつ代除く)として、いくらが妥当であるか、教えてください。

	1000円程度	2000円程度	3000円程度	4000円程度
安い	41.2%	16.9%	4.1%	1.5%
妥当である	45.1%	39.1%	24.2%	7.7%
高い	13.7%	43.9%	71.7%	90.8%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【参考】新区分の導入時期(区分2の方のみ回答)

保護者の働き方の変化や、利用ニーズに基づき、留守家庭児童等を対象とした17時までの有料の利用区分を創設することを検討しています。新区分の導入を4年度からとすることについてどう思いますか。



3 見直しの方角性に対する意見聴取とその対応について

③ 新区分の創設による影響・利用料について

運営法人向けのアンケート等より

- ・新区分については、コロナ禍の運営状況、保護者のニーズと放課後児童健全育成事業の必要性を鑑みて見直していく事は良いと思う。
- ・働く人が多くなってきているので、いろいろな働き方に応じた預かりの仕方があると思う。保護者のニーズに沿った見直しだと思う。
- ・見直しは令和3年度から実施してほしい。

- ・潜在的な「留守家庭児童」が見過ごされたり、置いてきぼりにならない制度になることを希望します。

- ・新区分を設けると、利用料の集金が今以上に大変な作業になる可能性がある。おやつ準備も増えて大変になる。
- ・区分変更について、月単位で容易にできると、現場の負荷、混乱が予測される。
- ・新区分設置で区分1からの移行が増えた場合、コロナ禍では施設面積が不足する。

3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

③ 新区分の創設による影響・利用料について

運営法人向けアンケートより<速報>

<新区分の名称について>

区分2は「留守家庭児童」であるとわかるような名称が良い。

区分1 ...遊び区分
新区分...ふれあい区分
区分2 ...生活区分

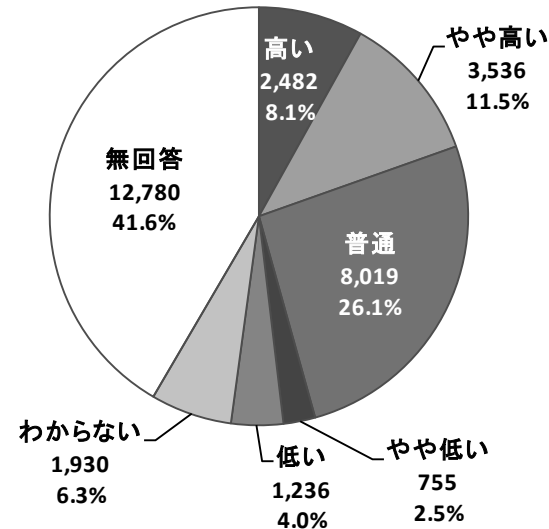
区分1 ...わくわく
新区分...すくすく(ショート)
区分2 ...すくすく(ロング)

区分1 ...よこはまっこひろば
新区分...よこはまっこキッズ
区分2 ...よこはまっこキッズプラス

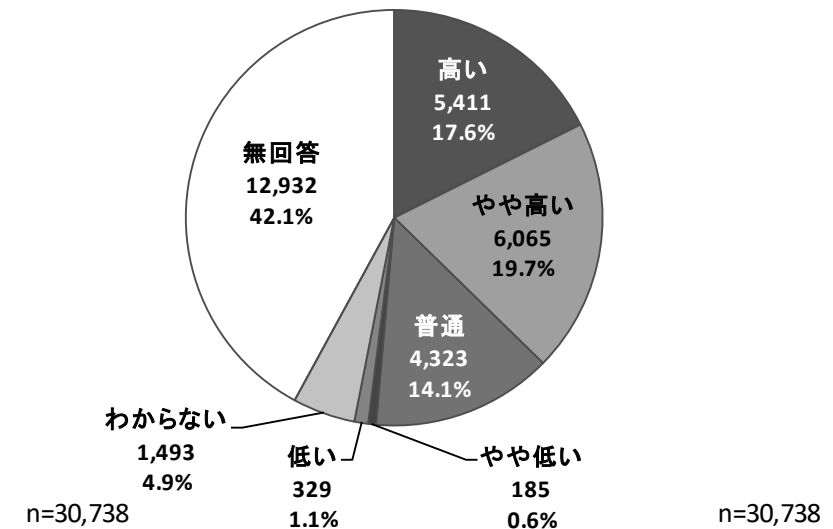
区分1 ...A、新区分...B、区分2 ...C
外国籍児童が増えている中、共通認識の持てる名称が望ましい。

【参考】H30調査より

<月額5000円について>



<一時利用800円について>



○月額5,000円、1回800円について、それぞれ「高い」と「やや高い」を合わせて『高い』と感じているのは、それぞれ全体の19.6%、37.3%

3 見直しの方向性に対する意見聴取とその対応について

③ 新区分の創設による影響・利用料について

意見・要望等を踏まえた方向性

1 料金設定の方針

アンケート結果、区分2との整合性、減免制度など様々な要件を踏まえて設定

2 クラブや運営法人への影響

新区分の創設に伴う事務手続きの効率化、新区分・区分2の児童が増えることによる活動場所の確保

4 次回の内容(予定)

- ・質の向上に向けた取組み まとめ

【別紙】放課後キッズクラブ事業 質の向上に向けた取組 ロードマップ(案)

